

函館市病院局被服検討委員会運営要綱

第1条 目的

委員会は、感染対策の問題や業務上の機能面を考慮し、被服の改善について検討し、もって病院のイメージアップと職場の活性化を図ることを目的とする。

第2条 検討事項

委員会は、前項の目的を達成するため、次の事項を検討する。

- (1) 白衣等
- (2) 靴
- (3) 靴下
- (4) その他必要な事項

第3条 構成

- (1) 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。
- (2) 委員長は庶務課長、副委員長は看護科長をもって充てる。
- (3) 委員は、別表に定める所属より推薦された者とする。

第4条 委員の任期

- (1) 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は再任されることができる。

第5条 会議

- (1) 委員会は委員長が必要の都度、招集し開催する。
- (2) 委員会の議長は委員長がこれに当たり、委員長が事故にあるときは副委員長がこれに当たる。

第6条 専門部会

- (1) 委員会に、専門事項について調査検討させるため、必要に応じて専門部会をおくことができる。
- (2) 専門部会は、職員代表およびその他委員長が適当と認める者をもって構成する。

第7条 報告

委員長は検討結果がまとめ次第、管理部長に報告するものとする。

第8条 事務局

委員会の事務局は庶務課庶務係に置く。

第9条 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要綱は平成17年7月14日から実施する。

附 則 この要綱は平成25年5月15日から実施する。

附 則 この要綱は令和7年4月1日から実施する。